

黄遵憲記念館所蔵の日本漢籍について

上垣外 憲一

帝塚山学院大学

黄遵憲（1848生、広東省嘉応県・・・現在の梅州市 1905没 広東省嘉応県）

黄遵憲記念館の現在の正式の名称は、梅州市人境廬文物管理所である。2000年10月22、23日の両日、北京大学王晓秋教授、北京外国語大学嚴安生教授、上垣外、京都大学大学院孫容成の四名で人境廬文物管理所を訪問し、調査を行った。梅州市は、客家の居住地で山間の僻地というイメージを抱いて行って見たが、華僑資本による大々的な建設工事の進む意外な近代的な町並みの一隅に古い面影を残す地区に黄遵憲の故居と彼の黄姓の一族の住居が残されていた。しかし、広東省の僻地とも言うべき山間の盆地に開けた、いわば客家王国ともいうべき土地であって、かつて客家の人々が中原に居住していたという伝承と合わせて考えれば、まさしく山に囲まれた桃源郷的な居住環境である。黄遵憲はその日本雑事詩の「長崎」の項で、日本の風土と人情が桃源郷のようであると記しているが、黄遵憲の故郷の「歴史、地理、風土」が日本に近似しているという、彼の日本への親近感の原体験を私は逆の形、日本から梅州に入り込むということで、ほとんど百年も後に私は体験したわけである。黄遵憲がその故居を「人境廬」すなわち陶淵明の詩句（結廬在人境・・・「飲酒」）にちなむ名前を付けていることも、偶然とは言えないであろう。

人境廬文物管理所には、彼の晩年の住居すなわち「人境廬」の建物と黄遵憲遺蔵の漢籍587書目、8079冊が所蔵されている。この蔵書は文物管理所の手によって書目が造られ1998年10月に刊行されている（「黄遵憲蔵書目録」）。その巻頭には次のように簡単に目録作成の経緯が語られている。「黄遵憲蔵書皆線装本、現収蔵梅州市人境廬文物管理所、即黄遵憲故居・・・人境廬的五步楼内。該蔵書過去因經多次搬移、書目混雜、加上書籍多殘欠不全、編排不合理、難于查搜、故需重新整理編號。現在該所陳新權等四位同志的共同努力、于1998年5月至9月間重新整理完畢、清出書目587種、共8079冊、並按筆画的順序重新編排了書目、以利查閱。

以上の説明のように、幾たびか動かされて書目も雑然としていたものを文物管理所の人々の努力で整理し、筆画順に署名を整理して、配列した書目が現在ワープロ版で利用可能である。但し、著者、年号は表記されていないため、一見して日本漢籍と判断できないものも散見する。

黄遵憲の蔵書に現在残されている日本漢籍は決して数は多くない。黄遵憲が日本で購入したと思われるのは以下の書目である。（この項についてはシンポジウムの発表時における、浙江大学、王宝平教授、シンポジウム後の成城大学、宮崎修多教授の教示によって、書目を見直して得られたものであることをここに特記したい。

筆画順の蔵書目録の番号順に示すと、次のようなものである。整理番号5の支那通史、那珂通世著は1888年、明治21年の刊行であり、黄遵憲の日本滞在1877年（明治10）から1881年までとは隔たっており、1885年の再度の来日から、まだ後年であるので、中国にもたらされたか、黄遵憲が中国から注文して入手したものか、また中国における翻刻本の可能性も考えられる。

整理番号	書名	著者	刊行年	冊数
5	支那通史	那珂通世	明治二十一年（1888）	1
12	三代実録			1
124	甘雨亭叢書	板倉勝明（編）		27
125	甘雨亭叢書別集			3
180	江戸繁昌記	寺門静軒	天保七年（1836）	5
254	芸苑日涉		村瀬栲亭	9
207	近世日本外史	関機	明治九年（1876）	4
320	皇国名医伝前編	浅田宗伯		1
458	続近世日本外史	関機	明治十年（1877）	2
514	善身堂一家言	亀田鵬斎		2
519？	尊経閣蔵書章呈			1
534	填詞函譜	田能村竹田		2

上垣外の行った調査では、『江戸繁盛記』と『日本国志』「礼俗志」の関係に興味があったため、同様に『日本国志』「国統志」に利用されたと思われる『近世日本外史』とともにこの二点を取りだしてもらって、書き込みなどの状況の写真撮影をすることに時間をついやして、他の書目についての調査にまで手が回らなかった。今回の調査において精査したい。

その他「羅馬志略」など、日本刊行の西洋啓蒙書的な題名を持った漢籍の名が見えるが、上記の二点の調査に集中したために、日本漢籍か、中国刊行のものであるか、確認できなかった。

上記の二点は数は少ないが、黄遵憲の『日本国志』（1887完成、1890刊行）の材料として使われたことはほぼ確実であり、黄遵憲自身の注点や傍線などが書き込まれており、また、黄遵憲自身が備忘のためにページを折ったと思われる形がそのまま残されており、黄遵憲の『日本国志』作成中の読書の模様を何う上で極めて興味深い資料と言える。

『江戸繁盛記』、『近世日本外史』以外の書目で注意される点を先に述べておきたい。

国公使在兵庫。下局外中立令。禁其人民援 我東西師。鬻兵器。

『日本国志』「国統志三」

尋拜有栖川宮熾仁親王爲征東大総督授錦旗節刀 令各国使臣毋得 援戦軍鬻兵器

ここでは、黄遵憲の当時の情勢の理解に多少、問題があるようである。外国公使が局外中立を宣言して、東西両軍、すなわち官軍と幕府軍のどちらにも味方せず、兵器も供給しないように、命令を下した、すなわち局外中立を命令したのは各国公使たちであったはずである。そのことは「禁其人民援我東西師」という一節から理解される。「其人民」は、当然、各国公使の指揮下にある日本に在住する西洋諸国の人民を指しているのだから、それを「禁」ずるのは西洋諸国の公使達でなければならないのである。黄遵憲の文章では、この局外中立の命令を出したのは、有栖川宮熾仁親王あるいは日本の朝廷が「外国使臣」に命じてそうさせたという書き方になっている。当時の京都の朝廷と外国公使館との力関係を、朝廷がよほど優越するように、黄遵憲が考えていたためであろう。

しかし、『日本国志』は日本の歴史、地理、風俗、兵制など日本のあらゆる要素を叙述しようとした大著であって、その資料として用いられた日本漢籍は膨大なものであったと考えられるが、現在黄遵憲蔵書書目に見えるのは、上記の『近世日本外史』、『江戸繁昌記』、『三代実録』、『芸苑日涉』、など数点にすぎない。例えば、頼山陽については、『日本雑事詩』のなかで、優れた漢文の書き手としてその「山陽文詩」の名を挙げて、荻生徂徠と双璧であると評価しているが、その山陽の文集も、『日本外史』も、黄遵憲の現存する蔵書には見られない。

そうした、失われた資料の一例としてここでは『日本国志』「礼俗志」に利用されたと思われる『鴨東四時雑詞』を挙げておきたい。これは京都、特に祇園近辺の四季の風物を漢文と漢詩によって戯文的に綴ったもので、(中島棕隠著、文化11年、1814刊行)、文学史上では、先にあげた『江戸繁昌記』の先駆にあたると思われるものである。黄遵憲は日本の年中行事を叙述するにあたって京都の年中行事を例にとり、それを記しているが、次の資料にあげる祇園祭の叙述は明らかに『鴨東四時雑詞』の祇園祭の部分を書いているのである。(資料5及び資料6)しかし、黄遵憲の蔵書にはこの作品は残されていない。それは何故か。偶然散逸したとも考えられるが、むしろ大部分の『日本国志』の資料を「処分」したなかで、黄遵憲が文学としてあるいは歴史叙述として、上記の二点、『江戸繁昌記』と『近世日本外史』を特に高く評価していた、あるいは叙述に最も多く利用したために愛着を持っていたために、中国古典の並ぶ「人境廬」の蔵書の中に特に残したということが、考えられるのである。

